

京都市告示第 7 号

地方自治法第231条の2第6項の規定に基づき、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、次の者を指定代理納付者に指定し、市税の代理納付事務を委託します。

平成28年4月1日

京都市長 門川 大作

1 指定代理納付者の名称等

名称及び代表者	住所
三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 井上 治夫	東京都文京区本郷3丁目33番5号
株式会社ジェーシービー 代表取締役社長 浜川 一郎	東京都港区南青山5-1-22

2 指定代理納付者による代理納付を認める市税の範囲

市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税

（市税事務所納税室）